

「生涯研修の手引き」(新旧対照表)

※改定対象箇所のみ抜粋し黄色マ-カ-表示

| 現行 (平成29年9月版) | 改正案 (令和7年4月1日施行案) |
|--|--|
| 現行 改訂対象箇所抜粋 | 改定案 改訂対象箇所抜粋 |
| <p>2.1 開始時の登録を受けることができる者</p> <p>生涯研修開始時の登録を受けることができる者は本会の正会員であつて次のいずれかに該当する 場合です。</p> <p>(1) 基礎研修(登録時研修)修了者</p> <p>(2) 登録時研修未修了者で本会本部または支部主催の研修を受講していない場合には支部長の推薦のある者</p> <p>2.2 生涯研修開始時登録申請書</p> <p>生涯研修開始時の登録を受けようとする者は、生涯研修開始時登録申請書(様式第1号)2部に 次の書面および登録手数料5,000円の振込証明書を添えて会長に提出して下さい。</p> <p>(1) 登録時研修修了者は受講年月日</p> <p>(2) 登録時研修未修了者で本会本部または支部主催の研修を受講していない場合には支部長の推薦書(様式等は任意)</p> <p>(3) 前各号と同等以上の者(例えば大学等で研究に従事し、論文等を発表していること)</p> <p>注意事項</p> <p>① 生涯研修開始時登録申請書は随時受付けています。</p> | <p>2.1 開始時の登録を受けることができる者</p> <p>生涯研修開始時の登録を受けることができる者は本会の正会員であつて次のいずれかに該当する 場合です。</p> <p>(1) 登録時研修修了者</p> <p>(2) 登録時研修未修了者で本会本部が次年度に行う登録時研修の受講予定者</p> <p>2.2 生涯研修開始時登録申請書および生涯研修再開時登録申請書</p> <p>生涯研修開始時の登録を受けようとする者は、生涯研修開始時登録申請書(様式第1号)2部に 次の書面および登録手数料5,000円の振込証明書を添えて会長に提出して下さい。</p> <p>(1) 登録時研修修了者は受講年月日</p> <p>(2) 登録時研修未修了者で本会本部が次年度に行う登録時研修の受講予定者は、次年度開催予定日を本部事務局に確認を行い、開始時登録申請書に記載して下さい。</p> <p>(3) 前各号と同等以上の者(例えば大学等で研究に従事し、論文等を発表していること)</p> <p>(4) 再開者は、生涯研修再開時登録申請書(様式第6号)と再開時の手数料1,000円の振込証明書をメールに添えて会長に提出して下さい。(他の書類は不要です。)</p> <p>注意事項</p> <p>① 生涯研修開始時登録申請書および生涯研修再開時登録申請書は随時受付けています。</p> |

② 登録手数料 5,000 円納付の際、金融機関から発給される証明書の写を貼付して下さい。

③ 生涯研修の開始日は登録申請者が希望する年月日です。(下記2.3参照)

④ その他様式第1号の備考欄にご注意下さい。

⑤ 納入された手数料は返還されません(以下すべての手数料について同じ)

2.3 生涯研修の開始日

生涯研修の開始日は、登録申請者本人が希望する年月日とします。この場合、申請日より過去に遡って開始日を設定することはできません。ただし、登録時研修の受講者は登録時研修を受講したその年度に限り4月1日まで遡ることができます。この場合においても1年以上にわたって遡ることはできません。

2.4 生涯研修登録承認等

会長は前記2.2の申請が適正であると認めるときは、提出された生涯研修開始時登録申請書(様式第1号)2部の内の1部に生涯研修登録番号を記入、押印して申請者に送付します。

3.1 実務従事時間数(コンサルテーションの実施実績)

コンサルタント(勤務労働安全衛生コンサルタントを含む)としての実務従事時間数と日数は次の基準により算出します。

(1) 実務日数4日を1CPDとして算出します。

(2) 年間のCPD 時間上限を35CPDとします。

したがって、年間の実務従事日数は140日が上限になります。140日を超えた分はカウントされません。また、4日未満は切り捨てになります。

② 登録手数料(開始時5,000円,再開時1,000円)納付の際、金融機関から発給される証明書の写をPDF等にて添付の上メールにて送付下さい。

③ 生涯研修の開始日は(再開者も含む)登録申請者が希望する年月日です。(下記2.3参照)

④ その他様式第1号の備考欄にご注意下さい。

⑤ 納入された手数料は返還されません(以下すべての手数料について同じ)

2.3 生涯研修の開始日

生涯研修の開始日は、登録申請者(再開時も含む)本人が希望する年月日とします。この場合、申請日より過去に遡って開始日を設定することはできません。ただし、登録時研修の(再開時も含む)受講者は登録時研修を受講したその年度に限り4月1日まで遡ることができます。この場合においても1年以上にわたって遡ることはできません。

2.4 生涯研修登録承認等

会長は前記2.2の申請が適正であると認めるときは、提出された生涯研修開始時登録申請書(様式第1号)および生涯研修再開時登録申請書(様式第6号)2部の内の1部に生涯研修登録番号を記入、押印して申請者に送付します。

3.1 実務従事時間数(コンサルテーションの実施実績)

コンサルタント(勤務労働安全衛生コンサルタントを含む)としての実務従事時間数は次の基準により算出します。

実務時間数×1=CPDとして算出します。

令和6年12月17日付 生涯研修制度委員会からの改定案資料

実務の詳細は下記によります。

3.1.1 契約企業等におけるリスクアセスメントの普及・指導、安全衛生診断、改善計画 実務の準備日数を含めて1回につき4日とします。

1 CPD/回

3.1.2 契約企業等における安全衛生講演・教育実務の準備日数を含めて1回につき4日とします。

1 CPD/回

3.1.3 契約企業等との顧問契約で長期にわたる場合 契約期間内の1ヶ月について1企業につき1回、4日として計算します。したがって、1企業に1ヶ月のうちで何度いっても1回として計算してください。

1 CPD/回

3.1.4 前記のいずれにも該当しない場合

1回を2日として計算し、0.5 CPD/回 になりますが、1 CPD 未満は切り捨ててください。

解説

(1) 勤務労働安全衛生コンサルタントとは、専ら同一の企業（事業場）に週3日以上勤務し、安全衛生に係わる専門的職務に従事する者をいいます。

(2) 安全衛生に係わる専門的職務とは、産業医、産業歯科医、作業環境測定士、環境計量士、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生担当 部長、安全衛生課長、安全衛生スタッフ等に係わる職務をいいます。

(3) 勤務コンサルタントの実務従事日数は、勤務日数になります。また、勤務コンサルタント以外の、契約によるコンサルタントは 3.1.1～3.1.4 に掲げる実務の詳細によります。

(4) 契約企業等の「等」とは、大学、民間団体などの企業以外の契約の依頼者をいいます。

実務の詳細は次のとおりです。

3.1.1 安全衛生診断について掛かった実務時間数と、報告書作成までに掛かった実務時間数を含めて安全衛生診断時間数×1＝CPDとして算出します。年間の上限はありません。

3.1.2 契約企業等における安全衛生講演・教育・顧問契約等を結んでいる場合は、当該会社の社員又は当該行政機関の職員としての位置づけになると考え、実務時間数×1＝CPDと考慮し、上限を年間30CPDとします。その間スポット的に依頼される講演や社員・職員教育については実務時間数×1＝CPDとして、年間30CPDに追加して、年間50CPDを上限とします。

3.1.3 この項目は削除します。

3.1.3で集計していた業務実績は、3.1.1又は3.1.2で集計することとします。

3.1.4 この項目は削除します。

3.1.4で集計していた業務実績は、3.1.1又は3.1.2で集計することとします。

解説

(1) 勤務労働安全衛生コンサルタントとは、専ら同一の企業（事業場）に週3日以上勤務し、安全衛生に係わる専門的職務に従事する者をいいます。（企業内雇用契約等とは別に、コンサルタント契約による従事する者となります。）

(2) 安全衛生に係わる専門的職務とは、産業医、産業歯科医、作業環境測定士、環境計量士、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生担当 部長、安全衛生課長、安全衛生スタッフ等、安全衛生に係わる職務をいいます。

※右記(3)は削除

(3) 契約企業等の「等」とは、大学、民間団体などの企業以外の契約の依頼者をいいます。

令和6年12月17日付 生涯研修制度委員会からの改定案資料

(5) 実務とはコンサルタントの業務のすべてをいいます。例えば、下記の事項です。リスクアセスメントの普及・指導、安全衛生診断、改善計画、教育等ただし、研修会等の講師は 3.2 によります。

(6) 顧問契約によって企業（事業場）等を定期的に訪問・指導する場合は、契約期間中の 1 ヶ月について複数回の訪問・指導でも 1 回と見なして 1 回 4 日（1 CPD）として算出します。

(7) 産業医が自己の診療室などでの診療中に患者の作業場における健康管理などのアドバイスを行った場合、作業環境測定士が測定結果に基づいて安全衛生活動を同時に行った場合など、自己の本来業務に加えてコンサルタント活動を行ったと認められるときは、実務従事日数として CPD 時間を認められますが、30 分以内程度のカウンセリングは含まれません。30 分以上の場合は 2 日／回で計算してください。0.5 CPD／回 になります。1 CPD 未満は切り捨ててください。

この場合は当事者から指導を受けたことを証するサインを受けておいてください。

3. 2 研修会等の講師

後掲 4 項の研修分野に係わる講師は次の区分によって CPD 時間を計算します。ただし、年間 35 CPD

時間を上限とします。上限を超えた時間数は切り捨てになります。

3. 2. 1 安全衛生講演において、その都度原稿、研修資料（プレゼンテーション資料）の制作などの準備を必要とする講義、講演。ただし、1 回 10 CPD 時間を上限とします。

担当時間数×3 CPD 時間

3. 2. 2 作業主任者技能講習、特別教育、職長教育などのようにすでにできあがっている教科書を使い、定められたカリキュラムにしたがって行う講義、および安全衛生実地研修の指導者。ただし、1 回 10 CPD 時間を上限とします。担当時間数×2 CPD 時間

(4) 実務とはコンサルタントの業務のすべてをいいます。例えば、下記の事項です。リスクアセスメントの普及・指導、安全衛生診断、改善計画、教育等ただし、研修会等の講師は 3.2 によります。

※右記 (6) は削除

※右記 (7) を次の (5) と (6) に区分して解説

(5) 産業医が自己の診療室などでの診療中に患者の作業場における健康管理など結果に基づいて安全衛生活動を別途に行った場合など、自己の本来業務に加えてコンサルタント活動を行ったと認められるときは、実務時間数×1=CPD 時間として認められます。

(年間上限はありません)

(6) 労働安全衛生コンサルタント各位や作業環境測定士が測定結果に基づいて安全衛生活動を別途に行った場合など、自己の本来業務に加えてコンサルタント活動を行ったと認められるときは、実務時間数×1=CPD 時間として認められます。

(年間上限はありません)

3. 2 研修会等の講師

後掲 2 項の研修分野に係わる講師は次の区分によって CPD 時間を計算します。

年間の上限はありません。

3. 2. 1 安全衛生講演において、その都度原稿、研修資料（プレゼンテーション資料）の制作などの準備を必要とする講義、講演。

担当時間数×3 =CPD 時間

3. 2. 2 作業主任者技能講習、特別教育、職長教育などのようにすでにできあがっている教科書を使い定められたカリキュラムにしたがって行う講義、および安全衛生実地研修の指導者。

担当時間数×1 =CPD 時間

| | |
|---|---|
| <p>解 説</p> <p>(1) 衛生管理者講習や作業主任者講習のように複数日にわたる講義でも1回とします。</p> <p>(2) 上記の場合で、一部の科目のみ担当した場合はその担当時間数で計算します。</p> <p>(3) 上限を超えた時間数は切り捨てになり、コンサルタントの実務従事時間数に振り替えることはできません。</p> <p>3. 3 自己の専門的知識・技能の研鑽 安全衛生に関する分野における研鑽方法・内容については多岐にわたると思われませんが CPD 時間 数は次のとおりとします。</p> <p>3. 3. 1 自己の専門分野の学術団体または専門団体における会員活動 自己の専門分野の学術団体または専門団体の会員に加入し、技術委員会の委員活動、機関誌の編集など会員活動が一つの場合には年間15 CPD 時間とします。また、複数の学術団体または専門団体に加入のうえ、会員活動をしている場合には一つ増す毎に 5 CPD 時間を加算することとします。ただし年間の上限を 25 CPD 時間までとします。</p> <p>なお、理事等で会の運営に関わる活動は CPD に加算されません。</p> <p>3. 3. 2 自己の専門分野の学会、または専門団体における専門分野に係る研究・論文発表、事例発表等 査読付のもの 10 CPD 時間</p> <p>3. 3. 3 同 査読のないもの 5 CPD 時間</p> <p>3. 3. 4 本会および支部主催の発表会における事例等の発表 5 CPD 時間 本会機関誌への投稿および事例の掲載、優良安全衛生診断事例の応募等</p> <p>3. 3. 5 労働安全又は労働衛生に係る図書の発行で市販されるもの 20 CPD 時間 安全衛生に係わる専門委員会等における報告書で市販されない論文を含みますが、主査を務めた場合に限りです。</p> | <p>解 説</p> <p>(1) 衛生管理者受験準備講習や作業主任者講習のように複数日にわたる講義では、担当時間数とし、CPD 時間を計算します。 年間の上限はありません。</p> <p>(2) 上記の場合で、一部の科目のみ担当した場合はその担当時間数で CPD 時間を計算します。 年間の上限はありません。</p> <p>3. 3 自己の専門的知識・技能の研鑽 変更なし</p> <p>3. 3. 1 自己の専門分野の学術団体または専門団体における会員活動 変更なし</p> <p>3. 3. 2 自己の専門分野の学会、または専門団体における専門分野に係る研究・論文発表、事例発表等 査読付のもの 10CPD 時間 同査読のないもの 5 CPD 時間 ※ (右記3.3.3を3.3.2にまとめて記載)</p> <p>3. 3. 3 本会機関誌への投稿および事例の掲載、優良安全衛生診断事例の応募等 5 CPD 時間</p> <p>3. 3. 4 労働安全又は労働衛生に係る図書の発行で市販されるもの 20 CPD 時間 (安全衛生に係わる専門委員会等における報告書で市販されない論文を含みますが、主査を務めた場合に限りです。) 同、章の執筆 5 CPD 時間 (安全衛生に係わる専門委員会等における委員の報告書で市販されない論文を含みます。) ※ (右記3.3.6を3.3.4にまとめて記載)</p> |
|---|---|

3. 3. 6 同, 章の執筆 5 CPD 時間
安全衛生に係わる専門委員会等における委員の報告書で市販されない論文を含みます。

解説

- (1) 英文論文など和文以外による論文, 事例発表は和文による論文・事例発表と同一の CPD 時間数です。
- (2) 学術団体又は専門団体の例としては土木学会, 日本建築学会, 日本機械学会, 電気学会, 日本医学学会分科会 (日本アレルギー学会, 日本癌学会, 日本循環器学会, 日本内科学会, 日本産業衛生学会など) 日本歯科医学会, 安全工学会, 日本リスク研究学会, 安全工学会, 日本化学会, 化学分析学会など多数あります。

3. 4 研修会等への参加

後掲4項の研修分野に係る研修会, 講演会, シンポジウム等 (以下「研修会等」という) への参加 です。

3. 4. 1 本会本部または支部 (ブロックを含む。) 主催の研修会, 他の団体との共催研修会, および支部, ブロック等による新規登録者に対する「安全衛生診断の実地研修」。ただし, 年間の上限はありません。なお, 安全衛生診断の実地研修の指導者は 3. 2. 2 で算出します。

研修会等の実時間数×1 CPD 時間

3. 4. 2 学会, 協会等の主催する研修会および大学の講義への出席。ただし, 受講者の出欠の有無が確認できる場合に限り。また 1 回 10 CPD 時間までとし, 年間の上限はありません。
研修会等の実時間数×1 CPD 時間

参考

安全衛生に関する研修会を実施する学会, 協会は多数あります。参加非参加は自己判断にゆだねますが, 下記に一例を示します。日本技術士会, 日本医師会 (都道府県医師会および地区医師会を含む), 日本歯科医師会 (都道府県歯科医師会等を含む), 日本産業衛生学会 (地方会を含む), 都道府県労働局 (労働基準監督署主催の場合には特別講演があるものに限

解説 変更なし

3. 4 研修会等への参加

後掲3項の研修分野に係る研修会, 講演会, シンポジウム等 (以下「研修会等」という) への参加 です。

3. 4. 1 本会本部または支部 (ブロックを含む) 主催の研修会, 他の団体の共催研修会, および支部, ブロック等による新規登録者に対する「安全衛生診断の実地研修」ただし, 年間の上限はありません。なお, 安全衛生診断の実地研修の指導者は3. 2. 2で算出します。

本部及び支部開催の研修会等の受講実時間数×2=CPD 時間

毎年, 実施されているコンサルタント会本部主催の安全研修, 衛生研修は内容が豊かであり, オンデマンドでの提供もあり, コンサルタント各々のレベルアップが期待できるため, 積極的な参加を推奨します。

本部主催と他の研修会を合わせて5年間で50CPD以上, 称号取得条件の250CPD時間のうち, 自己研鑽として20%以上の研修関連からのCPD時間の取得を奨励します。

3. 4. 2 学会, 協会等の主催する研修会および大学の講義への出席。ただし, 受講者の出欠の有無が確認できる場合に限り。年間の上限はありません。

ただし, 取得した免許証, 修了証書等の受講が証明できるものの準備をお願いします。

研修会等の受講実時間数×1=CPD 時間

参考 変更なし

令和6年12月17日付 生涯研修制度委員会からの改定案資料

る)、労働安全衛生総合研究所、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会その他 の業種別労働災害防止協会、都道府県労働基準協会連合会、都道府県産業保健推進センター、日本作業環境測定協会、全国労働衛生団体連合会、全国社会保険労務士会連合会、産業安全技術協会、国立環境研究所、日本学術会議、日本労働衛生研究協議会、労働科学研究所、日本保安用品協会、安全工学会、失敗学会等各種学会

3.4.3 放送大学、Web (インターネット) 上のセミナーへの参加。ただし、年間の上限はありません。

1 科目履修 (2 単位) につき25CPD 時間。大学における博士課程の学位取得者を含みます。

参考: ACGIH ではウェビナー (Webiner: Web と Seminar の造語) と称して登録商標しているようです。

解説

- (1) 「受講者の出欠の有無が確認できる場合」とは、例えば中災防の安全衛生教育センター等の受講者 の出欠が確認でき、かつ「修了証」が発行される場合をいいます。
- (2) 「研修会等の実時間数」とは後掲4の研修分野の「研修内容」に該当する時間数という趣旨です。
- (3) 「各支部等」と「都道府県産業保健推進センター等」との共催による研修会等への参加は、「3.4.2」 の研修会への参加に該当します。
- (4) Web によるセミナー参加の場合は、その講座の適否を自己責任において判断する必要があります。
悪質な業者に注意してください。

3.4.3 変更なし

(参考: ACGIH ではウェビナー (Webiner: Web と Seminar の造語) と称して登録商標しているようです。削除)

解説

変更なし

| | |
|--|--|
| <p>3. 5 学位取得</p> <p>3. 6 社会・人文科学系の研修</p> <p>3. 7 その他</p> <p>4 研修分野等</p> <p>5 毎年度のCPD時間記録の照明</p> <p>5. 1 毎年度CPD時間記録表の提出による確認</p> <p>生涯研修の登録を受けた者（以下「登録者」といいます）は毎年1回、生涯研修開始月（再登録日を含む）の翌月末までに、過去1年間の毎年度CPD時間記録表（様式第2号）を会長に2部提出します。このとき手数料1,000円の振込証明書を添えます。適正であるとして受理された場合は、確認印を押印したものを1部返戻されますので、保管します。これでCPD時間記録証明申請と証明が完了します。毎年度提出する理由は5年間一括証明にすると証明事務が容易ではありませんし、登録者の証明書類の整備も困難になるからです。</p> <p>5. 2 CPD時間算定基準の単位区分に応じた証明書等</p> <p>6 生涯研修認定、称号使用許可および有効期間</p> <p>6.1 認 定</p> <p>開始時の登録を受けた後、5年間以内に生涯研修時間数を250CPD時間取得する必要があります。したがって、毎年平均50CPD時間の取得になります。</p> <p>5年間以内に250CPD時間に達した登録者は、何時でも本人の申請により会長名の生涯研修認定および称号使用許可証が交付されます。称号は6.2項に示すとおり、3種類ありますが、申請者の希望する称号1種類のみ選択してください。</p> | <p>3. 5 学位取得 変更なし</p> <p>3. 6 社会・人文科学系の研修 変更なし</p> <p>3. 7 その他 変更なし</p> <p>4 研修分野等 変更なし</p> <p>5 毎年度のCPD時間記録の照明</p> <p>5. 1 毎年度CPD時間記録表の提出による確認</p> <p>生涯研修の登録を受けた者（以下「登録者」といいます）は毎年1回、生涯研修開始月（再登録日を含む）の翌月末までに、過去1年間の毎年度CPD時間記録表（様式第2号）を会長に2部提出します。このとき手数料1,000円の振込証明書を添えます。適正であるとして受理された場合は、確認印を押印したものを1部返戻されますので、保管します。これでCPD時間記録証明申請と証明が完了します。毎年度提出する理由は5年間一括証明にすると証明事務が容易ではありませんので、出来るだけ毎年提出願います。</p> <p>以下、解説 注意事項 旧規定内容同様</p> <p>5. 2 CPD時間算定基準の単位区分に応じた証明書等 変更なし</p> <p>6 生涯研修認定、称号使用許可および有効期間 変更なし</p> <p>6.1 認 定</p> <p>開始時の登録を受けた後、5年間以内に生涯研修時間数を250CPD時間取得する必要があります。したがって、毎年平均50CPD時間の取得になります。</p> <p>5年間以内に250CPD時間に達した登録者は、何時でも本人の申請により会長名の生涯研修認定および称号使用許可証の交付申請が可能になります。称号は6.2項に示すとおり、3種類ありますが、申請者の希望</p> |
|--|--|

令和6年12月17日付 生涯研修制度委員会からの改定案資料

ただし、複数の称号使用許可を申請しようとする登録者は1種類増すごとに125CPD時間の追加取得が必要になります。

5年間を待たずに250CPD時間に達した場合は、その時点（年度途中でも可）で生涯研修認定および称号使用許可が与えられます。この場合においては、次年度の「毎年度CPD時間記録表」の提出は、その日から1年間に変わります。なお、年途中で250CPDを超えた分のCPDは次年度に繰り越すことはできません。

6.2 称号

認定証の交付に際しては、本人の申請により、労働安全衛生コンサルタントの種類および専門区分に応じ、それぞれ次のような称号の使用を許可することができることとされています。

6.3 認定証および称号使用許可の有効期間

認定証および称号使用許可の有効期間は5年です。なお、5年間を待たずに取得した場合は、取得年の次の年から規定の5年までの残余年間を加算します。

生涯研修認定および称号使用許可申請の手続きについては14頁以降で説明します。

する称号1種類のみ選択してください。

ただし、共有会員であって複数の称号使用許可を申請しようとする登録者は1種類増すごとに125CPD時間の追加取得が必要になります。

原則、生涯研修認定期間及び称号使用許可（更新）申請は、5年間のCPD時間記録表の積算値が、称号使用許可認定条件を満たす活動になっており、5年毎に申請を行う制度となっております。

※ 毎年、本部が主催している会員研修会受講によるCPD時間取得を奨励します。

6.2 称号 変更なし

6.3 認定証および称号使用許可の有効期間

認定証および称号使用許可の有効期間は5年です。

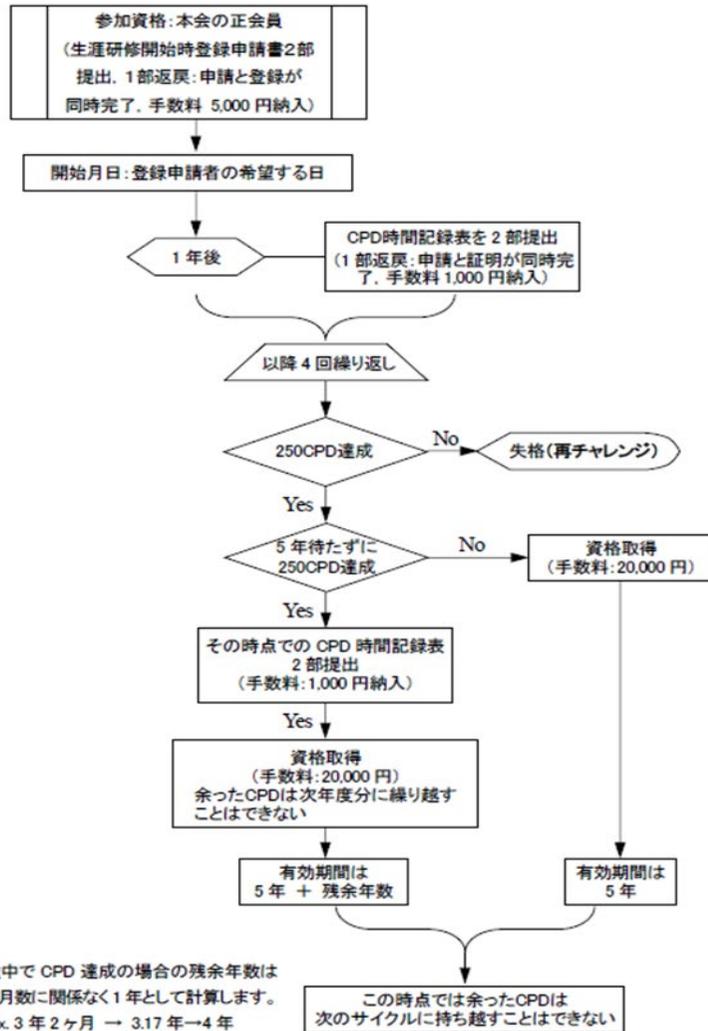
初回称号使用許可申請者及び再開開始時登録者の再開後の使用許可のみ5年間を待たずに250CPD時間に達した場合、その時点（年度途中でも可）で生涯研修認定および称号使用許可申請を行うことができます。

上記の場合は、次年度からの「毎年度CPD時間記録表の提出は有効期間開始日から各1年後となります。なお、年途中で250CPDを超えた分のCPDは次年度に繰り越すことはできません。

2回目以降の称号更新者は、5年間を待たずに250CPD時間に達して早めに「生涯研修認定更新及び称号使用許可申請書（様式第3号）」を提出する場合には、早めの申請書を受付けますが、規定の5年までの残余年間を終了後に継続する次回の「生涯研修更新認定および称号使用許可証（様式第5号）」を発行するものとなります。

生涯研修制度手続きの流れ概要 現行

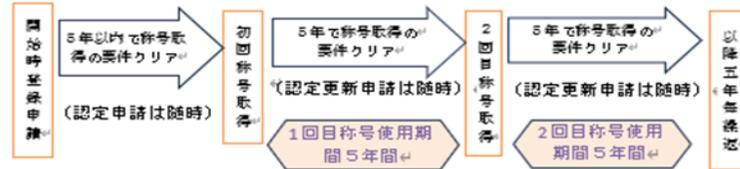
生涯研修制度手続きの流れ概要



生涯研修制度手続きの流れ概要 改訂版

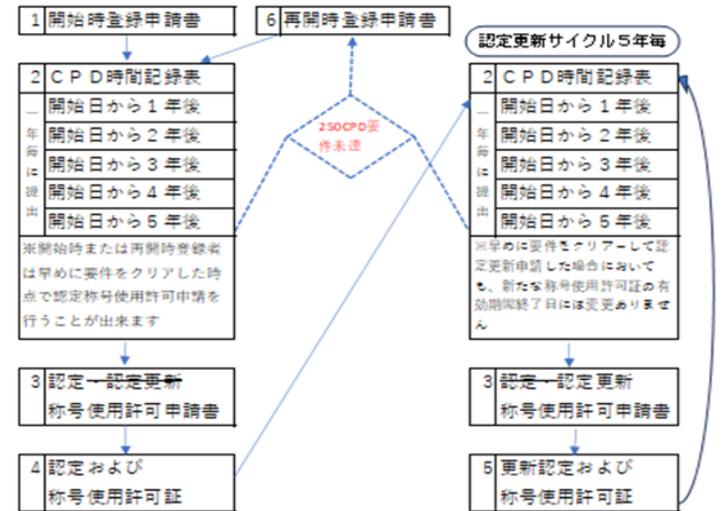
生涯研修制度手続きの流れ概要

称号使用許可期間は5年間です。5年間で称号取得要件クリアしての更新を繰り返します。



各手続き類の説明フロー図

※各番号は手続き書類様式NO



手続き書類

| 様式 | 書名 | 備考 |
|----|---------------------------|----------------------|
| 1号 | 生涯研修開始時登録申請書 | 初回:登録手数料 5,000円納入 |
| 2号 | CPD時間記録表 | 事務手数料 1,000円納入 |
| 3号 | 生涯研修「認定・認定更新」および称号使用許可申請書 | 資格取得:登録手数料 10,000円納入 |
| 4号 | 生涯研修認定および称号使用許可証 | 使用開始許可日から5年間有効 |
| 5号 | 生涯研修更新認定および称号使用許可証 | 使用開始許可日から5年間有効 |
| 6号 | 生涯研修再開時登録申請書 | 再開:登録手数料 1,000円納入 |

生涯研修認定および称号使用許可申請の手続きについては14頁以降で説明します。

7 認定証の交付, 更新, 失効等

7.1 生涯研修認定および称号使用許可申請書

7.1.1 登録者は5年間で250 CPD に達したときは生涯研修認定及び称号使用許可を会長に申請できます。「生涯研修認定および称号使用許可申請書」(様式第3号) 1部と手数料20,000 円を添えて本会事務局へ提出します。

7.1.2 会長が前項の申請が適正であると認めたときは「生涯研修認定および称号使用許可証」(様式第4号) が発行されます。

解 説

生涯研修認定および称号使用許可の申請にあたっては次の書類等が必要です。

(1) 生涯研修認定および称号使用許可申請書(様式第3号)

「称号」については、専門区分に応じ「様式第3号」の申請文の()内のいずれかに○を付して下さい。なお、複数の称号使用許可を申請しようとする登録者は250 CPDに加えて1種類増すごとに125 CPD 時間の追加取得が必要になります。

なお、複数の称号使用許可を申請する場合は、6.2項により複数のコンサルタントの資格を保有し、かつ、上記 CPD 時間を達成している必要があります。

(2) 認定手数料 20,000 円

(3) 最終年度の「毎年度 CPD 時間記録表」(様式第2号) および、その他関係証明書

注意事項

① 年度途中で250 CPD 時間を超え、様式3号による「生涯研修認定および称号使用許可申請」を行う場合にも、その証明手数料は20,000 円です。

② 5年間で250 CPD 時間を超えた場合、および、4年間未満の年度途

7 認定証の交付, 更新, 失効等

7.1 生涯研修認定および称号使用許可申請書

7.1.1 称号使用許可認定条件の5年間で250 CPD に達したとき、初回は認定および称号使用許可申請書称号許可申請書、2回目以降は認定更新および称号使用許可申請書を会長に申請できます。「生涯研修認定および称号使用許可申請書」(様式第3号) 1部と手数料10,000 円の支払い証明書(PDF等)をメールに添えて本会事務局へ提出します。

7.1.2 変更なし

解 説

生涯研修認定および称号使用許可の申請にあたっては次の書類等が必要です。

(1) 変更なし

(2) 認定手数料 10,000 円

(3) 変更なし

注意事項

① 開始時または再開時登録者は年度途中で250 CPD 時間を超え、様式3号による「生涯研修認定および称号使用許可申請」を行う場合にも、その証明手数料は10,000 円です。

令和6年12月17日付 生涯研修制度委員会からの改定案資料

中において、250 CPD 時間を 超え「生涯研修認定および称号使用許可申請」する場合は、その超えた CPD 時間数を次のサイクルへ繰り越すことはできません。

- ③ 生涯研修認定および称号使用許可証は再交付しません。
- ④ 生涯研修認定および称号使用許可証の交付を受けた会員が退会する場合は、これを遅滞なく会長 に返還しなければなりません。

7.2 生涯研修認定更新申請書

7.2.1 登録者は生涯研修認定および称号使用許可証の交付を受けた後、有効期間（5年、以下同じ） 内にCPD 時間が250 時間に達したときは有効期間満了3カ月後までに、認定証の更新と称号の 継続使用を「生涯研修認定更新申請書」(様式第3号) により、会長に申請することができます。ただし、複数の称号使用許可を申請しようとする登録者は250 CPD 時間に加えて1称号について 125 CPD 時間を取得した場合とします。

7.2.2 会長は前号の申請が適正であると認めるときは「生涯研修更新認定証」(様式第5号) を交付 するものとします。

7.2.3 生涯研修更新認定証は再交付しません。

7.2.4 生涯研修更新認定証の交付を受けた会員は退会する場合は遅滞なく会長に返還しなければなりません。

解 説

生涯研修認定の更新申請にあたっては次の書類等が必要です。

- (1) 生涯研修認定更新申請書 (様式第3号)
- (2) 認定更新手数料 20,000 円
- (3) 最終年度の「毎年度CPD 時間記録証明書」(様式第2号) に記録証明印を受けたCPD 記録表その他関係証明書
- (4) 認定 (認定更新) を受けた者は、翌年以降、称号有効期間までにCPD 時間の申請を重ねて、改めて250 CPD 時間を旨すこととなります。

② 変更なし

③ 生涯研修認定および称号使用許可証を再交付申請する場合は、手数料1,000 円の支払い証明書 (PDF 等) をメールに添えて、申し込む必要があります。(メールにての申請となります)

④ 削除

7.2 生涯研修認定更新申請書

7.2.1 変更なし

7.2.2 会長は前号の申請が適正であると認めるときは「生涯研修更新認定および称号使用許可証」(様式第5号) を交付するものとします。

7.2.3 生涯研修更新認定証を紛失等により再交付再交付申請する場合は、手数料1,000 円の支払証明書 (納付書 PDF 等) をメールに添えて、申し込む必要があります。
(メールにての申請となります)

7.2.4 削除

解 説

生涯研修認定更新申請にあたっては次の書類等が必要です。

- (1) 生涯研修認定更新申請書 (様式第3号)
- (2) 認定手数料 10,000 円
- (3) 最終年度の「毎年度CPD 時間記録証明書」(様式第2号)
- (4) 再交付の場合は、再交付依頼メールと再交付手数料 1,000 円

7.3 生涯研修開始時登録認定書および生涯研修認定証の失効ならびに失効後の取扱

- 7.3.1 生涯研修登録開始日から5ヶ年間にCPD 時間が250 時間に達することができなかった登録者の生涯研修開始時登録認定書は失効するものとします。
- 7.3.2 有効期間内にCPD 時間が250 時間に達することができなかった「生涯研修認定および称号使用許可証」(様式第4号) は失効し称号使用許可は取り消されるものとします。
- 7.3.3 書類の不備等が発見された場合などで証拠書類の提示を求められることがあります。そのとき その書類に関する証拠書類の提示がない場合は失効することがあります。
- 7.3.4 生涯研修認定および称号使用許可証が失効した場合であっても当会より改めて、その通知は行いません。自主管理してください。

8 各種様式

生涯研修制度手続きの各種様式を次ページに示します。

各種様式は割愛

7.3 失効ならびに失効後の取扱

- 7.3.1 変更なし
- 7.3.2 変更なし
- 7.3.3 変更なし
- 7.3.4 変更なし

7.3.5 7.3.1および7.3.2にて生涯研修開始時登録認定書、生涯研修認定および称号使用許可証の失効した方が、再開を行う場合、生涯研修再開時登録申請書(様式第6号)により再開できるものとします。再開申請は、随時受付を行い、再開申請事務手数料を1,000円とします。再開者はCPD申請時間を「0」スタートとします。過去に称号取得をした方は、過去取得した称号回数を引き継ぎこととします。再開時登録者は、再開開始日から原則5年間の有効期間内に250CPD時間を達成して、過去に取得した称号回数を引き継ぐこととなります。

※ 再開時登録申請者は、P13(各手続書類の説明フロー図)の中央から左側の図をご参照ください。

8 各種様式

生涯研修制度手続きの各種様式を次ページに示します。

各種様式は、割愛

| | |
|---|--|
| <p>9 その他</p> <p>9.1 経過措置</p> <p>平成20年度分の「毎年度CPD時間記録表」については、平成18年4月付けのマニュアルによる計算基準とし、次回より平成21年4月版に移行することとします。</p> <p>(例) 毎年度CPD時間記録表(様式第2号)の提出日が平成21年5月15日の場合は、平成18年4月付けのマニュアルにより申請します。平成21年5月16日から平成22年5月15日分はこのマニュアルによります。この期間の半ばで250CPD時間を達成した場合は、その時点で称号使用許可申請ができます。</p> <p>以上</p> | <p>9 その他</p> <p>9.1 経過措置</p> <p>改訂版承認後、経過措置は会員用HP生涯研修制度コーナーにて案内します。</p> <p>9.2 各種手数料等振込口座</p> <p>各種手数料は、下記の口座へお振込みの上、振込控(PDF等)をメール添付等にて送付ください。</p> <div data-bbox="1176 497 2040 1002" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>生涯研修専用郵便振替口座 ←</p><p>口座番号 00140-8-463184 ←</p><p>口座名称 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 ←</p><p>※郵便局以外の金融機関をご利用される場合 ←</p><p>銀行名 ゆうちょ銀行 (金融機関コード 9900) ←</p><p>店番 019 預金種目 当座 店名 〇一九 店 (ゼロイチキュー店) ←</p><p>口座番号 0463184 ←</p></div> <p>以上</p> |
|---|--|